## 堀坂の道路整備説明会

- 1 日 時 平成21年2月15日(日)午後7時~9時
- 2 場 所 文京シビックセンター26階スカイホール
- 3 出席者 (区)田中計画調整課長、工藤主査、宮部主任、岸田主任 海老沢道路課長、佐野係長
- 4 参加者 27人
- 5 議 題 「堀坂の道路整備について」
  - (1) 課長挨拶
  - (2) 道路整備説明
  - (3) 質疑応答
- 6 質疑応答の主な内容
  - (区民) 今日は掘り坂の道路整備工事の説明会ということで基本的な事をお聞きしたい。 菊坂辺りを歩いていると、新築の家がセットバックして建てている、文京区の場合規制 しているのかと思うが、堀坂の場合は、一軒の家と違い堀坂全体がセットバックされる。 そもそもセットバックとは法律的にどの様な位置付けとなるのか。
  - (区) 最初に質問された戸建の敷地の場合は、建築基準法上4m以上の道路に接していないと 建てることができない。最終的な判定は建築課で行うが、現状の道路幅員が4m無い場合でも、42条2項道路と認定されれば改築することができる。その際、道路中心から2 m後退しなければならない。最終的には両サイド2m づつ後退し、道路は、4mに拡幅されることになる。
    - 一方堀坂の場合は、建築基準法上の話ではなく、「文京シビックセンター周辺地区まちづくり基本計画」の話である。まちづくり基本計画では掘坂を幅員6~8mの準主要生活道路と位置付けているが、その後区道拡幅の整備等を行うことで地域のまちづくりに寄与することを目的に、区と都市基盤整備公団(都市再生機構と改称)が拡幅の整備等に関する覚書を取交わし、6mの道路拡幅と1.5mの歩道状空地を確保した。堀坂につながる道路を一気に拡幅するのは不可能である。
  - (区民) 当時の公団、一企業との覚書を交わしていることを盾にして、公共の財産である区道・ 掘坂の拡幅工事を行うことを正当とすることに疑問を感じる。
  - (区) まちづくり基本計画の中で準主要生活道路に位置付けられており、狭い堀坂を安全な 道路にするため、基盤整備として基本計画に沿ってはたらきかけた結果である。
  - (区民) 一般論では、道路の拡幅は良いことであるが、堀坂の場合は、六角坂の通りとこんに やくえんま裏通りとで一体で整備するべきである。堀坂に面した敷地には、110戸・ 駐車台数60台の地上9階建てのマンションが建つようだが、そのマンション住民と現 在住んでいる我々の避難路である六角坂の通りとこんにやくえ んま裏通りが拡幅され ないのであれば危険度は増すことになる。住民の安全を考えなければならない区の担当

者は、どの様に考えているのか。できるところからやるということでは、非常に無責任 ではないか。

- (区) まちづくりは、住民の皆さんが決めていく計画で、狭い狭隘な道路を拡幅して動線を向上させようと考えられた計画である。区画整理で一気に拡幅するというものではない。拡幅をしないでいると道路は生まれていかないという視点で動いている。事業計画がある際には、文京シビックセンター周辺地区まちづくり基本計画の下に堀坂だけではなく、真砂や小石川一二三丁目のいろいろな計画の中で事業計画が出てくれば、事業者に要望して繋げていけると思っている。9 階建ての建物を建てさせるための基盤整備ではない。都市公団と覚書を交わせたのは、当時の基盤整備に賛同してくれたものである。
- (区民) 道路を造ることが使命であるとのことだが、こんにゃく閻魔裏通りが拡幅されるまでの 20~30 年の間は、我々の安全安心は、知ったことではないと受け止めざるを得ない。 9 階建ての建物を建てさせるためではないと言うが、業者の責任者は 10 月 20 日の説明会で、従来どおり 9 階建ての建物を建てると言った。今日の後半の説明では公団跡地側の歩道状空地の形状がどうなるかといったような計画の説明であろうが、今まで我々の耳に入っているのは、駐車場の入口やゴミ捨て場といったマンションに住む側にとって必要な造りと歩道状空地との関係、なるべく段差が無いようにするとかの話が入ってくる。道路拡幅と並行して歩道状空地が造られるが、その歩道状空地は建物に関係なく住民の共有財産として道路に沿って平らに造られることでなければならないのではないか。業者に工事をやらせるということは、業者に都合のいいように造られるのではないかとの疑念を持たざるをえない。公共の財産である道路とするとそこに住む人たちの都合によって変えられるということは絶対あってはならないことだと思う。今回の開発計画とマンションの建設とが一体として行われることについてはどのような見解か。
- (区) 道路を造っていけないのは知ったことではないと思ってはいない。事業者の理解がないとまちづくりが進まない。事業者ということにこだわると誤解を招くが、土地所有者、一般の住民の方々にもいえることだが、土地を併せて考えていかなくてはならないまちづくりというのは、いつの時代も変わらないと思う。建物計画の中で出てくる駐車場の入口やゴミ捨て場などと併せて歩道の話になっているが、今説明会を行っているのは、開発行為の説明会が一昨年の 11 月以降行われていないとの声に4月着任以来思案をしてきた。建物に関しては、詳細が決まっていないと聞いている。皆さんの要望等は、指導課を通して伝えている。紛争調停の立場にある指導課が皆さんの声を伝えているが、今のような話があれば私から業者に伝える。開発と建築に関しては、分けて回答せざる得ない。立場が建築確認については、別になる。
- (区民) 両方と言ったが、一方では許認可権限を持っているのだから、認可しないということ を言える立場だが、区としては、決してそんなことはない。
- (区) 立場は理解していただいていると思うが、開発に関しては造成計画等の技術的な内容 を審査するというものであり、我々としては、建築に関しては、中立の立場でいなけれ

ばいけない。

- (区民) 建築の話ではなくて、歩道状空地を建築に合わせて段差を造るといったことはあって はならないということを確認したい。
- (区) 今の質問は、前回 11 月 20 日に出ていてここに同席している道路課長が応えたと思うが、整備内容は、道路管理者として区が指導監督を行い基準に合わないものは承認しないと、責任は区が持つと答えている。
- (区民) 駐車場が何処にできると関係なく歩道(歩道状空地) はきちんと造ると確認したい。
- (区) 前回にも申し上げたが、区道の部分については責任を持つということです。今お話になっているのは、区道の外側の敷地内の歩道状空地をどの様に整備するのかということですね。
- (区民) セットバックしたところは言わないのか。
- (区) 6 m分は区道になるので区で責任を持って管理しなければならないが、今回の計画は、 6 mのさらに内側の敷地に 1.5mの歩道状空地を道路に沿って造るが、区道の外側になる ため、区道の管理については 6 mの範囲である。1.5m部分の歩道状空地は、開発行為で 事業者側の計画である。
- (区民) セレナハイム小石川西館の堀坂から9m位セットバックした部分というのは、区ではなくセレナハイム小石川西館の管理下にあり、そこで何か起こった場合には、セレナハイム小石川西館に責任がある、そういったことか、違うと思うが。
- (区) 基本計画ができる少し前にセレナハイムができたと思う。6 m道路を造るということでセレナハイムは、中心から3 m下がっていて区域変更して区の道路になっている。その後に、公団がシビックまちづくりに協力することになり、本来なら道路の中心から坂の上まで3 m後退して、左右公平に土地を下がるのが普通だが、公団の広大な土地の側を一方的に下がれば、速やかに6 mになるということで、まちづくり計画で位置付けして今日の説明会を行っている。先ほど申し上げたとおり、6 mに広がった所まで区道に認定しますので区道として管理する。歩道状空地の方は公開空地としている。所有権はマンション側にあるが、歩道状空地は住民の方が誰でも使えるとしているので、管理はマンション側で行うが住民が誰でも使えるとしている。道路の造り方として段差がないように調整をしている。歩道状空地はマンション側の所有だが、段差がないように民地側と調整して使い勝手が良くなるようにしたいと考えている。
- (区民) 今話している歩道状空地の上で起こった事故についての責任は区が持つのか。
- (区) 歩道状空地で起こった事故、例えばタイルが剥れた事とかは、区の管理責任は無いので所有者で責任を負う。事故の場合、管理が悪くて起こった場合は所有者が責任を負う。 区道上の場合であれば区が責任を持つ。整備の仕方は、住民の皆さんが使い勝手が良いように整備するように調整する。
- (区民) 坂を上って行く右側の歩道は、私有地の中を許されて通行するということになるのか。
- (区) 礫川地域活動センターがある近くにマンションがあるが、あそこに歩道がある。あの

歩道もマンション側のものであるが、あれと同じと思ってもらってよい。そこの場合は、 段差が少しあるが、あれより段差を少なくしたいと思っている。

- (区民) 開発行為に関しては区が責任を持つとの発言があった。道路の安全というものが非常 に大きな問題である。と管理責任者として考えているとのことだが、駐車場の出口に関 して区は、建築確認の問題・所有者の問題であるから文句は言えないとしているが、こ れは間違いである。開発許可を出すに当たり、何を審査するべきかということで、掘り 坂の途中、急な勾配の所にできて歩道状空地のスロープが途切れたり、車庫から出てき. て急な坂を急発進したりして、歩道を跨いで出てくることが危険ではないのかといった ことについては、道路の開発許可では当然審理すべきものではないか。開発許可とは、 土地と建物が密接に関係している。建物の形状、車庫の出入口だとかが掘坂の形状、安 全に直結してくるものであるから、建築物と開発は別だということはおかしい。車庫の 出入口の安全性、歩道状空地を跨いで造られるごみ置き場の安全性について、審査した のかということを聞きたい。審査ができるわけがない。建物の図面が無いのだから。前 回にやっと出てきたということだが審査をしたのかということ。文京シビックセンター 周辺地区まちづくり基本計画の冊子の20ページを見ると、都市公団用地のところに書 き込みがあり、都市公団用地には良質な共同住宅を誘導し、周辺市街地更新の種地とし て有効活用を検討するとある。堀坂拡幅と建物の建築は別だと云うがそうではないでな いか。まちづくり計画の中に良質な共同住宅を造って欲しいと書いてあるのに、何で堀 坂の開発(拡幅)と建物を別ける必要があるのか。都市公団の場合であれば良質な共同 住宅になるかもしれないが、NIPPO の場合は3年前から敷地一杯に9階地下2階の11 0 戸の建物を建てる計画である。それが、まちづくり計画の良質な住宅で周辺環境にマ ッチしているものなのか、堀坂の開発許可と関係ないけれども、まちづくり基本計画の 中に入っている。そうすると、公団が土地を売った、その土地を NIPPO が買って建物 を建てるときには、まちづくり基本計画の誘導方針に沿って、良好な共同住宅を建てる という方針の中に入っているのではないか。今日は、開発についてとだけになっている が、開発と建物計画は切り離せないと思う。従って建物計画や工事等についてどう考え ているのか。
- (区) 開発許可の詳細な事に関しては担当者が居ないので、判る範囲でお答えします。急傾斜地の車庫は危険ではないかとの質問に対しては以前に回答したとおりです。開発許可に関しては切土盛土についてであり、建物の駐車場に関しては建築確認の中で審査されるものであるとお答えしたとおりです。20ページの種地の問題は、確かに誘導していくと書かれていますが、当時基盤整備公団に関し法整備がなされ単独で動けなくなったという背景もあり、この土地を処分したと聞いております。今回の建物に関しては、建築計画の説明の際に要望していただきたいと思っております。お気持ちは十分解っているつもりですが、開発と建築は別ということをご理解ください。
- (区民) 19ページに「都市公団用地は、周辺の住環境と調和した都市型住宅や施設などを誘

導し」と書いてあるがこれは考慮しないということか。

- (区) 考慮しないということではなく、建築に関しては建築確認で行っていくということである。
- (区民) 開発許可は、まちづくり基本計画があるからと6mにすると言っておいて「都市公団用地は、周辺の住環境と調和した都市型住宅や施設などを誘導する」ということはしないと今理解した。開発許可の対象であるが開発許可がどこの区域まで及んでいるのかが良く判らない。覚書があって6mの道路を造るとあるが、これは覚書に従った開発許可ではなく都市計画法上の開発行為として許可をするわけだから都市計画に則っているかどうか審査しなければいけないと思う。そのときに東側の下の所が開発許可の対象になっているのかいないのか、堀坂の下、こんにゃくえんまの通りのところまで対象になっているのか。
- (区) 堀坂の一番下の所でよろしいのか。これは、道路の拡幅ということで対象にしています。 擁壁等のチェックがありまして審査の対象にしています。
- (区民) 広さと斜度については都市計画法にかかってくるのか。
- (区) 斜度につきましても前回に回答していますが、拡幅に関しては、今ある道路に擦り付けるということでの拡幅です。従って、傾斜を修正すると現在ある建物に影響するということで開発上、現在ある道路に擦り付く歩道の設置ということで可能であると開発は考えている。
- (区民) 今日配られた、写真の入った図だが、道路の幅が 3.6 と 2.4 が 6 mになり、左側のセレナハイム側に歩道ができるが、その上の方が狭くなっている。これは本来の 6 m 道路からすると狭いということになる。これについては都市計画法上は問題は無いのか。開発として 6 m 道路を開発しておいて 6 m になっていないことについては問題は無いのか。
- (区) 写真にある 3.6 というのは、図面にもあるとおり擁壁の天端から 3.6 mが現況道路幅員で 2.4 m 拡幅し合計 6 m の道路幅員にするということである。その 6 m は、道路管理区域として成立するが、現状の擁壁をいかに運用していくかは、先ほど示した平面図にあるように色々と工夫していきたいと考えている。できるだけ 1.5 m の歩道は確保した上で車道幅員を狭めていきたい。 開発上は 6 m の管理区域が存在するというところで審査している。
- (区民) 工事であるが、事業者の案内文によると4年間とあるが、堀坂の拡幅工事に始まり、 歩道状空地の整備、敷地の中の擁壁・公園・植栽等を行う予定とある。一番時間が掛か るのは、大型車が一方通行を逆走して入ってくる本体工事でそれが3年くらいかかると 思うが、開発許可は、それも含めて全部で4年ということか。堀坂を開発するときに何 をするのか。区道の拡幅終了時という図面を貰ったが、東側にある上下の歩道が出来上 がって完了だろうが、聞くところによると、下水管の入替えという作業があるのではな いか。建物の方の地下水、水を貯める槽、桶みたいな物を地下に埋め込む作業があると 聞いている。この開発はそれらを含んでいるのかどうなのか。その間、堀坂は通行止め

になると思うが、どれくらいの期間なのか。歩道状空地の建物の向こう側の構造が分らない。拡幅工事には関係ないというが、道路の安全に密接に関係している。歩道状空地の北側の建物との間隔がどうなっているのかということも、切土盛土が歩道状空地にあるから開発許可の二期に含まれることから当然審査の対象となることから、是非とも分っていなくてはいけないことであるから教えていただきたい。

- (区) 4年間の開発許可をしているということは、直接質問があり、それに回答したとおりである。これは切土盛土が発生するかどうかと、併せて提供公園・擁壁工事が開発の対象になる。最後の工事となる提供公園・歩道状空地はどうしても4年間の中に入る。その間に建築等が行われ最後に提供公園等ができ完結となる。建物の向う側がどうなっているかについては、先程来答えているが、開発に関して建物の図面は出てきてない。これは、開発の考え方によるもので建物については建築の段階で明らかになる。
- (区) 下水工事は、上の方、セイフーチェーンの方から入れ替えをしています。堀坂の拡幅 工事が終わる前には入れ替えたい。工事の調整をしていかないといけない。
- (区民) 区の方に確認したい。区政は、民主主義に則り、現在住んでいる区民のために行うも のだと思うが、それでよろしいか。
- (区) 現在の区政のために我々は努力している。
- (区民) 現在住んでいる区民のために民主主義に基づくということでよろしいか。根本のことです。
- (区) そうです。
- (区民) そうだとすると、前回も今回も、皆さんが説明しているまちづくり基本計画ですが、これは、配られたまちづくり基本計画概要版だが、日付からして8年前後経っている。これは、その時点で取りまとめたもの、その時点でどの範囲の区民かはわからないが、8年前後前の民意かどうかわからないが取りまとめられたものと言える。だとすれば、前回及び今回の説明会や仮称小石川二丁目マンションに対する説明会に出席してきたが、この拡幅に対する賛成意見が説得力のある形で出たことが無い。問題点ばかりが噴出して、区が拠り所としているまちづくり基本計画というのは、少なくとも8年前後前に取りまとめられたものであるとすると、仮称小石川二丁目マンションを取り巻く、1日の範囲の区民に問い直すという作業が当然必要である。例えば区長や区議にしても4年に1回民意を問うことをしているわけだから、現在の堀坂の拡幅に対する民意が何処にあるのかということをきちんとやるべきである。
- (区) 堀坂の拡幅は、写真にあるとおりこのままにしておくと、歩行者の安全が将来に渡り不安のまま残るため、安全のため拡幅して欲しいとの陳情を頂いている。従って、ご覧のとおり歩行者優先の、安全な道路になると認識して皆さん方の声も受け止めてやっています。ですから、民主主義ということに関しては、この会場だけではなく地域全体の声も届いていますので、この拡幅工事は絶対に必要なものと認識して動いています。
- (区民) 問題発言だ。それでは何のための説明会か。やる必要無いではないか。

- (区) やる必要が無いというのは、この拡幅ですか。
- (区民) 説明会である。
- (区) 説明会に関しては、今年に入りかなりやりつづけてきている。事業者にも働きかけて 説明会をやらせてきたつもりである。開発に関しては、できる限りのことをしてきたと 思う。
- (区民) あなたは、ここにいる者が反対でも他に賛成がたくさんいるんだと、その人たちの声に耳を傾けているんだということか。それでは、説明会に来ている者がどう言おうと、 そんなことは我々が注意を払う対象ではないといっている。説明会をやる必要が無いといっているようなものである。
- (区) 説明会を必要としないと言っているわけではない。私たちはそれだけの事をやってきているつもりである。この堀坂の拡幅は、ご覧のとおり狭い危険な道路を広げて、きれいになるということに関してはどなたにも理解してもらえると思う。
- (区民)私は、こうやって説明会を開いてもらっていることに感謝しています。650余りの 陳情があって堀坂を安全なものにして欲しいということと、歴史を感じられるまち並み を造って欲しい・緑豊かな歩行者空間を造って欲しい、そういった事が陳情に書かれて いたはずである。そう言った要望は、今回の堀坂の拡幅だけでは、その道路の部分だけ ではなく、民有地内の所も含めて緑化の話、重要な話。今日、配った5ページのところ に「3.緑の散歩道の形成」と書かれていて、「沿道施設の推進、歩行者優先型の道路整 備を進める。」と書かれている。今回の話が8年前のもので古いものになっていると言っ ても「文京シビックセンター周辺地区まちづくり基本計画」からきているものだとすれ ば、そこの中で書かれている事の中で良いことは取り入れるべきであると思う。 6 mに 拡幅するということで賛否が分かれているかもしれないが、分かれないところ、緑の散 歩道の形成というような処はきっちりと反映されるようにしてもらいたい。その前の陳 情にも書かれていたので、ちゃんと対応していただきたい。今日配った「まちづくりモ デルプラン 西ブロック」一番上の右側の辺りに「建物の高さの制限など、まちづくり のルールづくりについて検討を進める。」と書かれている。8年前に良いことが言われて いて、それがどうも積み残されたままになっていると思う。もちろん、できる事とでき ない事があると言われるかもしれませんが、区から先方への要望として是非お願いした い事は、建物の高さをある程度に抑えて欲しい。説明会で出ていた声としては20m以 下に抑えて欲しいとの声があがっていた。やはりそのようなことは重要なことだと思う ので、この堀坂の拡幅計画が8年前のまちづくり計画から来ているのであれば、良い所 を積極的に使って合意形成を図っていくべきだと思うので、20m以下にして欲しいと の思いがある。堀坂の拡幅にしても緑豊かな歩行者空間という点から考えれば、歩道や 歩道状空地をどうするのかという点を考えれば当然あるべき。覚書がバイブルになって いるとありますが、確かに建築確認だけであれば覚書がバイブルであるが、この話は開 発許可を取るということになっていて、開発許可を取るという話ならば、当然、周辺の

住環境に関するもの、道路の安全に関するもの、防災に関するもの等、総合的に考えて 審査していかなければならないもので、キングタイガーの所とか、いろは寿司の向かい 側の所かで6m道路に拡幅することに尽力していることは理解するが、そこらのところ と、ここでは話が違う。開発許可を取るということで申請されているところが違ってい て、堀坂の道路を6mにするということも、覚書により6mになるということよりも、 都市計画法の規定で6mの道路をきっちり造らなければいけないという形になっている。 上にきているのは開発許可の審査基準のほうにきていると思う。拡幅後のイメージのと ころで、暫定拡幅時約3.6mそれがプラス約2.4mと書いてある3.6mの中には擁壁 の部分が入っている訳で、道路管理区域が6mあるからいいと話していたが、都市計画 法の考え方からすると、道路として機能する部分が6mあるべきであって、そうじゃな いと妥当ではないと思う。すごく心証が悪いことになる。本当に拡げなくていいのかど うかということは、きっちりと審査していただきたい。何でこんなことを言っているの かと言うと、先ほど、もともとここは急勾配で、急勾配な所は残さざるを得ないと発言 しているが、この開発に関して一番問題点となっているところは、セレナハイム小石川 の所から、堀坂下に下りる部分であって、ここが凄い急勾配のまま残っていて、このま まだと事故とかが起こったりしないのだろうか?少しでも安全にしようと思ったら、道 路として機能する部分が6mないと車道を拡げるよりも歩道を拡げることが本来の考え 方ではないかと思う。あと、細かいようだけれども隅切りについても、開発許可の基準 だと5m必要なはずだけれども、これだと5m無いような気がする。堀坂も6mの道路 になって、こんにゃくえんま裏通りの所も徐々にですが、最終的に6mにしていくのだ とすれば、隅切りが大きくないと多分危険ではないのかと思う。そこが凄く気になった ところです。色々と言いましたが、お願いとして建物の高さは20m以下にして欲しい のと、掘り坂に沿って緑溢れる歴史性を感じられるような歩行者優先の歩行者空間を造 って欲しい、狭隘・急峻な所に自動車の出入口を造って欲しくない、車寄せも無い計画 になっているが、最終的にこの道路が出来たとき消防車等が入ってきた場合に、このま まだと消防車等を転回させることができない。今日出席されていない方からの伝言でこ れは言っておいて欲しいと頼まれていることがある。「地域全体が安全になるような、道 路計画が必要だと思います。大規模な建物を建てるために掘坂だけを拡幅するのと道路 の一部を拡幅する手法は地域の安全を一思案だけで見ています。区は、消防車が入れる ようになると言っているが、この敷地に建物の計画が立てられると万が一このような建 物で火災が発生した時は、20台以上の消防車が集まると聞いています。堀坂を一部拡 幅しても消防車を受け入れられるような道路にはなりません。そこで、この様な大規模 建築物を住宅地域で造るには、区の計画にあるように、こんにゃくえんま裏通りの拡幅 を同時に進める必要があると思います。」とのコメントがありました。消防用の空地とい うか自動車転回用空地のようなものをセレナハイム小石川の前とかに造っておかないと、 あってはならないことだが小石川二丁目マンションやセレナハイム小石川で火災とかが

起きた場合に、消防車等が入ってきたときに団子状態になり、避難する人達が避難できない状態になるので、繰り返し言うが、ここは、開発許可を得るという前提で、道路を拡幅する話になっているのだから、住環境・防災・道路交通の話をきっちりと考えていただきたい。

(区) 冒頭に答えたとおり歩車分離の拡幅である。高さの要望・緑化計画は建物計画の話になる。中立の立場であるので、今日の話でこういった要望が有ると事業者には伝える。審査基準に関しては色々あるが、一定の技術的な審査ということで開発許可は成り立っている。開発申請の書類審査も最終段階に入ってきているが、できるだけ説明会を開催して皆さんの理解を求めてきている。6mの問題の審査、隅切りの問題の審査も終わっているので、今後のまちづくりについて、このまちづくり基本計画に基づいて良いまちづくりができるように皆さんと話し合いができれば良いと思っている。この拡幅は手をこまねいていると歩車分離の安全な道路にはならないと思っているので、こういった開発計画がある際にやっていく。地権者の理解を求めていかなくてはならないので、一遍にとはいかないのでこういった機会があるごとに今後も同様な指導を行っ

て行く。

- (区民) 文京シビックセンター周辺地区まちづくり基本計画これを初めていただいてありがた い。まちづくり基本計画の中で一番最後に今後のまちづくりの進め方ということで、平 成 11年に第1ステップができて、13年以降に第2・3・4ステップがあるとされている が、春日町等のグループが集まって今やっているとの事だが、第4ステップのまちづく りの推進という所で道路整備等の実施・市街地開発事業とあるが、このまちづくり基本 計画のコンセプトというのは、当時の人達が作られたと思うが、当時としてはかなりい いものだと思うが、実際の実施計画・進捗状況が我々は、全然、掴めていない。一部漏 れ伝えてきているところによると、春日町のところでいろいろ反対の方が多数いるよう で、賛成の方ももちろんいらっしゃるだろうが、なかなか思い通りうまく進まない、そ ういった進行状況がわからない。この計画の西ブロックの所がなかなか進んでいないな とみて思う。そういったところでこの堀坂の開発計画が出てきたということで、区の考 えはある程度理解できるが、我々そこに住んでいる住民は、道路体系ネットワークとい うものを考慮した、区の計画をきちんと持つべきではないかと思っている。堀坂を拡幅 するのはいいが、それに繋がる道路の交通量が増えている。その上にマンションの建築 計画が出て、交通量が増える事について、区としては今後の開発計画についてどの様に 考えているのか。先ほど機会あるごとにといわれたが、堀坂の後、その機会とは何年先 になるのか。この小石川1・2丁目のところで計画に有るような道路ネットワークを進 めるためには、その対象道路沿道の住民は皆立ち退きをしなければならなくなるのでは ないか。区の計画が根本的に分っていないので、実施計画・実施状況・シュミレーショ ン等説明が欲しい。
- (区) 小石川1・2丁目のまちづくりに関しては、基本計画を策定後そのままである。住民

の方々のまちづくりをこうしたいとの思いが薄かったように思う。最後のルール作りは、 住民の方々のまちづくりに対する思いがあるかどうかが基本である。基本計画を基に、 災害時の避難経路として南北に堀坂を通って避難所に向かうルートは、当時から考えら れていたものです。回遊性に関しては、この春日1丁目から住宅街に回遊するものとし てこんにゃくえんまを起点に人の回遊を作っていくということである。そういった基本 的なものを前提に、今後どうするかを皆さん方と話していかなくてはいけないと思って いる。道路に関しては、以前、富坂警察とも話してきていますが、相互通行を一方通行 にすることに関しては、前回でも議論しましたが、住民全体の意見として挙げてもらい たいとのことである。一方通行にするということは、道路に面している方たちだけでは なく、地区全体に影響が及ぶことであるので町会単位で要望といった形を取った上で検 討したいとのことである。その背景には、一定量、交通量は増えると予想されるが、大 きく影響が出る程ではないとの見方もあるとの話もあった。堀坂だけ拡幅して大きく変 わるとは予想されていないが、交通管理者と皆さんが今後相談していかなくてはならな い内容だと思っている。今後のまちづくりの話については、この基本計画を基に小石川 1・2丁目の気運が盛り上がってくれば我々も一緒に考えていこうと思っている。私と しては、皆さんに説明の機会も設けたり、事業者を動かしたりもしてきたつもりです。 一定の審査が終了すれば、許可は下ろさざるを得ないというのが開発許可の考え方であ る。今日は長々とありがとうございました。